

可搬形発電機の定期点検済証票管理要領

この要領は、一般社団法人 日本建機レンタル協会（以下「建機レンタル協会」という。）が制定した、可搬形発電機の定期点検項目に関する点検基準を正しく維持するとともに、その点検の質的向上を図り、定期点検の普及促進と点検整備の完全実施を明確に表示するため、定期点検済証票（以下「ステッカー」という。）を指定し、その適正な管理等の確保を目的とする。

1. ステッカーの貼付対象機器

可搬形発電機整備技術者定期点検要領に示す可搬形発電機に限るものとする。

2. ステッカーの有効期限

点検実施月から一年間とする。

3. ステッカーの貼付位置

発電機表面の見易い所とする。

4. 作成および管理責任

ステッカーの作成は建機レンタル協会が行ない、その交付を受けようとする者は、年末に責任ある所要数を建機レンタル協会支部を通じ、これを購入するものとする。また、購入後の管理責任者は、可搬形発電機整備技術者（以下「可発整備技術者」という。）とする。

5. 管理遂行上の責任

(1) ステッカーの貼付台帳の整備

可発整備技術者は、ステッカー貼付の実態が常に明確に判るよう台帳を整備しておかなければならない。

(2) 点検整備実施工場の明示

ステッカーには、点検整備工場（所属工場、サービス工場等）を第三者にも判る方法で明示しなければならない。

(3) ステッカーの貼付

ステッカーは、可発整備技術者が前項の工場において整備した可搬形発電機について、点検確認したものに貼付する。

(4) 譲渡、流用の禁止

ステッカーは、譲渡・流用してはならない。

6. 他社機に対する取扱い

自社工場内において行った他企業の可搬形発電機に、定期点検整備を完了した証としてステッカーを貼付させることができる。（但し、生産物賠償責任保険は会員に限って付保されている。）

7. 要領違反の取扱い

この要領に著しく違反した行為があった場合、可搬形発電機整備技術者講習会制度に関する規程第 16 条により資格登録の取消しを行うものとする。

8. 要領の改廃

この要領を改廃する必要がある場合は、教育研修委員会可発部会の議を経て、改廃するものとする。

(図 A-1) 指定ステッカー



- 本票（図 A-1）の最上段の数字は年号を表し、両外周側 1～12 の数字は定期点検実施月を表します。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。